

第 5 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、一部公開決定をした本件審査請求の対象となる行政文書は、公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成16年 6 月24日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成16年度校長・教頭の昇任者数で男女別、小中養護高校別、年齢別のもの及び平成16年度校長・教頭数で男女別、小中養護高校別、年齢別のものの公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同年 7 月 5 日、実施機関は、本件公開請求に対して、平成15年度末男女別、小中養高別、年齢別の校長・教頭等昇任者数及び平成16年度男女別、小中養高別、年齢別の校長・教頭等数（以下「本件行政文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

本件行政文書に記載されている情報のうち、特定の個人の年齢区分が判明し得る情報（以下「本件非公開情報」という。）は、人数分布によっては、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

3 同月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

平成15年度まで、本件行政文書と同種の行政文書は全面公開されてきた。実

施機関の本件処分が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するという主張は、違法・不当であることを論ずるまでもなく、この事実だけで実施機関の一部公開決定が、違法・不当であることは明らかである。

平成16年度になって実施機関の判断が変わった理由は、同年度施行された名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）によることが考えられる。

実施機関は、審査請求人が過去 2 年間継続してデータを収集しており、今後その可能性が高いことから、データの集積により年齢特定に結びつく環境がより整っていると主張しているが、あんしん条例を本件処分の理由とするのは誤りである。

実施機関は、あんしん条例の施行によって、これまで公開し、又は提供してきた情報を非公開に変更したが、あんしん条例の誤った適用や解釈は、情報公開制度の本来の趣旨に逆行するものである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、平成15年度まで同種の行政文書は全面公開されてきた、と主張するが、正確には情報提供によるものであり、本件行政文書と同一の形式ではない。さらに本件公開請求は、新たに人数の少ない養護学校及び高等学校についても求めており、教職員個人の年齢の特定に結びつきやすいことから、非公開としたものである。

あんしん条例第 3 条第 1 項において、「市は、市の保有する情報が市と市民とが共有する財産であるとの基本認識に基づいて、市の保有する情報を適正に保護及び管理しなければならない。」とし、また、同条例第 4 条第 2 項において、「市は、市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保のため、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。」と規定している。個人のプライバシー保護は、公務員の場合であっても同様であり、このあんしん条例の趣旨からも、一度公表してしまえば個人の権利利益の回復が困難となる個人情報の取扱いについて、より慎重に臨むこととした。審査請求人は、過去 2 年間継続してデータを収集し、今後も公開請求の可能性が高いことから、該当者の少ない年齢区分について非公開としたものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件非公開情報が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書の内容

本件行政文書は、小学校、中学校、養護学校及び高等学校の校種別の校長の人数及び教頭等の人数を、男女の区分と5歳単位の年齢区分に分けて、平成15年度末の昇任者数及び平成16年度の総数として、表に示したものである。

4 条例第7条第1項第1号該当性

当審査会は、本件非公開情報が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件非公開情報は、校長及び教頭等の人数を5歳単位の年齢区分に分けたものであり、それだけでは特定の個人が識別され得る情報であるとはいえない。

(3) そこで、本件非公開情報と新聞報道で公表されている教職員の人事異動の情報とを照合することにより、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるものか否か、又は特定の個人は識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるか否か、を判断する。

ア 本件非公開情報のうち、校長及び教頭等への昇任者が1名である場合の校種区分の昇任者の情報は、新聞報道で昇任者の情報と照合すれば特定の個人を識別することができる。

しかし、本件非公開情報は5歳単位の年齢幅で校長、教頭等の人数のみを示したものである。また、教員の人事異動に関する情報は公表されているため、5歳単位の年齢幅で校長、教頭等の人数を示した情報については、通常他人に知られたくないものとは認められない。

イ 次に、校長及び教頭等への昇任者が2名以上である場合の校種区分の昇任者の情報は、単に新聞報道と照合しただけでは、特定の個人を識別し得る情報であるとはいえない。

そして、この場合の本件非公開情報は、上述のように、5歳単位の年齢幅で校長、教頭等の人数のみを示したものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

(4) 以上のことから、本件非公開情報は、本号に該当するとは認められない。

(5) あんしん条例第3条第1項及び第4条第2項該当性

実施機関は、本件行政文書に記載されている情報が、あんしん条例第3条第1項及び第4条第2項に該当すると主張しているが、上述のように、本件行政文書は公開すべきであると考えるので、これらについて重ねて判断する必要はない。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成16年7月28日	諮問書の受理
7月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月3日	実施機関の弁明意見書を受理
9月13日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
10月1日	反論意見書及び意見陳述申出書の受理

11月9日 (第50回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
12月17日 (第51回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成17年1月11日 (第52回審査会)	調査審議
6月14日 (第55回審査会)	調査審議
9月2日	答申